八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　平尾　道夫
印刷所　秀文社
毎月2回(5日20日)発行
発行部数　26,500
定価　1部5円

文化の日

幕開く綜合文化祭

多彩な催と展覧会

菊薫るよき日「文化の日」を中心に市では多彩な文化祭を催します。まず前夜祭の映画会を始めとしてつぎの日程で音楽、舞踊、講演会などのほか原子時代展、菊花展、科学文化展、美術展の各種展覧会が開かれます。

また、文化の日を記念して一般功労者などの表彰式が行われます。

前夜祭の映画会

十月二十七日（月曜日）
午前の部　十一時二十分
午後の部　二時四十分
夜の部　六時

市民ホールで洋画による映画会を開きますが、観覧者は大多数と予想されますので午前の部は青年団、婦人会、社会教育団体、午後の部は市内各種団体、夜の部、一般市民の三回に上映します。入場券はそれぞれの団体に配布し、一般市民の方は公民館でお渡しします。

◎音楽会

十一月一日（土曜日）
午後六時開場、七時開演

出演は大阪ACCホップスオーケストラの人たち、メンバーはいづれもアマチュアで、会社などに勤務されている方々ばかりで構成されています。

プログラムの主なものは、ヴァイオリン独奏、ピアノ独弾およびオーケストラ演奏

曲目はクラシックとポピュラーから最も親しまれているものを、例えば碧きドナウ、幻想曲、映画主題歌、幕情、ライムライト。九月のうた、日本民謡などを演奏します。入場ご希望の方は公民館で整理券をお受取り下さい。

◎日本舞踊の会

十一月二日、正午

八尾市内に在住の各流名取の方々による日本舞踊の催しであり、すばらしい舞台が期待されています。これを機会にこの種の催しがますます盛大に行われることでしょう。

◎南米踏破講演とその映画

十一月三日、正午

これは特に講師を東京からおいでいただいて開くもので、このあと、大阪放送の公開録音があります。午前十時から先着順に入場していただき、定員になると共に入場をおことわりします。

このほか

○児童文化祭　九日
○映画祭　十日
○演劇会　二十三日
○八ミリ映画コンクール　二十三日

があり、この詳細は十一月五日号で紹介します。

整理券は公民館または各流名取の方の宅でお渡しします。

前夜祭の映画会

十月二十七日（月曜日）
午前の部　十一時二十分
午後の部　二時四十分
夜の部　六時

市民ホールで洋画による映画会を開きますが、観覧者は大多数と予想されますので午前の部は青年団、婦人会、社会教育団体、午後の部は市内各種団体、夜の部、一般市民の三回に上映します。入場券はそれぞれの団体に配布し、一般市民の方は公民館でお渡しします。

◎音楽会

十一月一日（土曜日）
午後六時開場、七時開演

出演は大阪ACCホップスオーケストラの人たち、メンバーはいづれもアマチュアで、会社などに勤務されている方々ばかりで構成されています。

プログラムの主なものは、ヴァイオリン独奏、ピアノ独弾およびオーケストラ演奏

曲目はクラシックとポピュラーから最も親しまれているものを、例えば碧きドナウ、幻想曲、映画主題歌、幕情、ライムライト。九月のうた、日本民謡などを演奏します。入場ご希望の方は公民館で整理券をお受取り下さい。

◎日本舞踊の会

十一月二日、正午

金銀の日月
螺鈿うるはしき
十一月三日
文化を頌め讃ふる
きよのよき日よ
この旦
われらこぞりて
芸文を愛しむめでたさを
なににたとえよう
ゆかしき道芝をめぐりて
一文字の菊
就中
的皪たる雛のほとり

安西冬衛

秋の交通安全運動

無燈火自転車の取締

今年も来る二十二日から十月末日までの間、全国的に「秋季交通安全運動」が行われます。

毎年行楽シーズンになると人の気がゆるむためか、交通事故が増えますが、交通安全運動を機に、みんながお互に交通規則を守り、事故を起さないようにしましょう。

今年の秋季交通安全運動の重点として、当市では次のことがあげられています。

◎対面交通と道路横断

歩行者は右、車は左を通行することは、誰もが知っていることですが、これを守らなかったために起る事故は、交通事故のうちでも相当な数字を占めています。また道路を横断する時は、左右を十分注意し、直角に横断しましょう。

◎道路の不正便用

道路の端に自転車や荷物を置いてあるのをよくみかけますが、これらは、せっかくの広い道を狭くし、道路交通に大きな障害となります。道路には物を放置しないよう注意しましょう。

◎無燈火自転車の取締

市内を走っている自転車の殆んどが、無燈火のままです。しかもこうした無燈火の自転車が辻から急に飛び出すために起る事故が多く、警察では今後特にこの取締を強化します。

菊花、美術展など

市民ホールを中心に

◎市史発刊記念八尾原始時代展

十月三十日から十一月三日まで＝公民館

主な出品物　縄文式土器、弥生式土器、土師器、古鏡、銅鐸、石器

なお三日午前十一時から市民ホールで市史発刊記念講演会を開催します。

◎菊花展

十一月一日から十五日まで＝八尾天満宮境内

出品　花壇、懸崖、盆栽

◎小鳥展

十一月一日から四日まで＝市民ホール前

小鳥約三〇〇羽出品

◎科学文化展

十一月四日から八日まで＝公民館

主な出品　原子、電子に関するものの写真、図表

◎美術展

写真、絵画、書道

会期　十一月一日～七日　写真
十一月九日～十五日　絵画
十一月十七日～二十三日　書道

会場　市民ホール公民館

以上のとおり十月二十七日から十一月二十三日にいたる一カ月間綜合文化祭としていろいろの行事が行われます。このほか期間中に箏曲、講演会などがありますから新聞、ポスターなどご注意下さい

人権擁護相談

とき　十一月十二日（三時～四時）

ところ　八尾市役所

人権を犯されてお困りになっておられる方はご相談においで下さい。

相談内容の秘密は固く守ります。

身体障害者は障害手帳を

身体に障害のある方には、身体障害者福祉法によっていろいろの保護と福祉が与えられています。

障害者の方が更生に必要な保護として補装具の交付と更生医療の費用、旅客運賃の割引、所得税、市民税の減免などの特典が与えられていますが、これらの処遇をうけるためには身体障害者手帳を持っていなければなりません。福祉事務所では、この機会に未だ手帳をうけていない方のために一括して手帳申請の手続をしますから該当者の方は、必ずお届け下さい。

なお、詳しいことは福祉事務所までお問合せ下さい。

事業資金の年末融資

申込みは早い目に

商工課では今年の事業資金の斡旋をつぎの通り行いますから、ぜひ期日内に申込んで下さい。

昨年の例によりますと申込期日が終って申込む方が多いため、金融機関の事務が多忙なうえ、更に貸付がおくれて、結果年末資金の用を果さなかった事例がありました。今年はぜひ期日を守って申込んで下さい。

▽市中小企業小口事業資金融資
受付　十一月十四日～三十日
融資金額　一企業参拾万円以内

▽市中小企業事業資金融資（商業手形割引）
受付　十一月二十五日～十二月五日
融資金額　一企業五拾万円以内

▽府小口事業資金常時斡旋
受付　十二月五日まで

執務時間変更

十一月一日から市役所の執務時間は次のとおり変りますから、ご了承下さい。

期間　三十三年十一月一日から三十四年三月三十一日まで

執務時間　午前九時から午後五時十五分まで、ただし土曜日は正午まで

昼の休憩は正午から午後〇時四十五分まで

八尾市の人口

人口	112,898
男	55,747
女	57,151
世帯数	25,008
面積（km²）	41.05

10月1日現在

八尾市水道事業給水条例

八尾市告示六八号

八尾市水道事業給水条例

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、八尾市水道事業の給水について料金及び給水装置工事の費用の負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第二条　市の水道事業の給水区域は、市全域とする。

2　市長が公益上必要と認めるときは、市外に分水することができる。

（給水装置の定義）

第三条　この条例で給水装置とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第四条　給水装置は、次の三種とする。

一　専用給水装置　一戸又は一事業がもっぱら使用するもの

二　共用給水装置　二戸以上が共同で使用するもの

三　私設消火せん　消防用（口径六十三ミリメートル以上）として使用するもの

（共用給水装置及び使用）

第五条　共用給水装置は、八尾市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める者でなければ設置し、又は使用することができない。

（代理人及び総代人の選定）

第六条　給水装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき又は管理者が必要と認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため市内に居住する代理人を置かなければならない

2、次の各号の一に該当する場合は総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

一　給水装置を共有するとき

二　共用給水装置を使用するとき

三　その他管理者が必要と認めるとき

3　管理者が代理人又は総代人を不適当と認めるときは変更させることができる。

（届出の義務）

第七条　次の各号の一に該当するときは、給水装置の使用者（以下「使用者」という。）所有者代理人又は総代人は、直ちに管理者に届け出なければならない

一　給水装置の所有権に変動があったとき

二　給水装置の使用を開始し、又は中止しようとするとき

三　使用者、代理人又は総代人に変更があったとき

四　所有者、代理人又は総代人の住所に変更があったとき

五　共用給水装置の使用戸数に異動があったとき

六　給水装置の用途を変更しようとするとき

七　消火のため、私設消火せんを使用したとき

八　演習のため、私設消火せんを使用しようとするとき

（権利義務の承継）

第八条　給水装置の所有権を承継した者は、これに付随する工事費、修繕費等の納付義務もともに承継したものとする。

（同居人等の行為に対する責任）

第九条　使用者又は所有者は、その家族、雇人、同居人等の行為についても、この条例に定める責任を負わなければならない。

第二章　給水装置の管理

（構造及び材質）

第十条　給水装置の構造及び材質は、管理者が別に定める基準に適合しているものでなければならない。

2　管理者は、給水装置の構造及び材質が前項で定める基準に適合していないと認めたときは、給水契約の申込を拒むことができる。

3　管理者は、現に使用する給水装置の構造及び材質が、第一項の基準に適用しなくなったと認めるときは、その基準に適合させるまで給水を停止することができる。

（工事の申込）

第十一条　給水装置の新設及び増設又は改造及び撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ市に申込まなければならない。

2　前項の申込があった場合、管理者が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることがある。

（工事の施工）

第十二条　工事の設計及び施行は申込によって市がこれを行う。ただし、管理者の許可を得たときは、あらかじめ市の審査に合格した設計に基き、申込者側で施行することができる。この場合における設計及び施行の範囲は、管理者が別に定める。

2　前項ただし書の規定により申込者側で施行する工事は、給水工事公認業者（以下「公認業者」という。）に施行させ、しゆん工後直ちに市の検査を受けなければならない。

3　工事の設計、設計審査及びしゆん工検査については、それぞれ手数料を徴収する。

（公認業者）

第十三条　公認業者とは、次の各号に該当する者で管理者の公認を受けた者をいう。

一　市内に営業所を有すること

二　専属の責任技術者及び技能者を有すること。

三　その他管理者が必要と認める条件を備えること。

2　管理者が特に必要と認めるときは、前項各号に該当しない者でも、臨時に公認することがある。

3　第一項第二号の責任技術者及び技能者は、管理者の行う試験に合格した者でなければならない。

4　公認業者、責任技術者及び技能者は、それぞれ管理者に登録を申請し、証書の交付を受けなければならない。

5　前二項に規定する責任技術者及び技能者の試験並びに登録及び証書の交付については、それぞれ手数料を徴収する。

6　その他公認業者に関する事項については、管理者が別に定める。

（給水装置の材料の検査）

第十四条　工事に使用する材料は、市の検査を受けなければならない。

2　前項に規定する材料検査については、手数料を徴収する。

3　第一項に規定する材料検査に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（工事の費用負担）

第十五条　工事の費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が市の費用で施行することを適当と認めるものについては、この限りでない。

2　工事の申込者は、工事申込のとき、工事費概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3　前項に規定する概算額は、しゆん工後精算し、過不足があるときはこれを還付し、又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付し、又は追徴しないことができる。

（工事の算出方法）

第十六条　市が施行する工事の費用は、次の合計額とする。

一　材料費
二　労力費
三　道路復旧費
四　間接経費

2　前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3　前二項の費用の算出に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

（給水装置の管理）

第十七条　使用者又は所有者は、善良な管理人の注意をもって給水装置を管理し、水質又は給水装置に異状があると認めるときは、直ちに修繕その他必要な処置を管理者に請求しなければならない。

2　前項の規定による請求がなくても、管理者がその必要を認めたときは、修繕その他必要な処置をすることができる。

3　前二項の修繕その他に要した費用は使用者又は所有者の負担とする。ただし、管理者の規定によってこれを徴収しないことがある。

（給水装置の変更）

第十八条　配水管の移転その他の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、使用者又は所有の同意又は申込がなくても市が施行し、これに要する費用は原因者の負担とする。

第三章　給水

（給水の原則）

第十九条　市は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

2　給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度、これを通知する。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りでない

3　給水の制限若しくは停止、断水又は漏水による損害については市はその責任を負わない。

（私設消火せんの使用）

第二十条　私設消火せんは消火又は演習の場合のほか、使用してはならない。

2　演習のため、私設消火せんを使用するときは、市職員の立会を要する。

（計量及びメーター）

第二十一条　料金算定の基礎となる水量（以下「水量」という。）は水道メーター（以下メーター」という。）をもって計量する。ただし、管理者が必要と認めるときは水量を認定することができる。

2　メーターは、毎月定例日に点検する。ただし、管理者が必要と認めたときは二月以上一括し、又は定例日を変更して点検することができる。

3　管理者が必要と認めるときは一のメーターで二以上の専用又は共用給水装置の水量を計量することができる。

第二十二条　メーターは、市が設置し、所有者又は使用者に保管させる。

2　前項の規定により保管する者が善良な管理人の注意を怠ったためにメーターを亡失し、又は損した場合は、管理者が別に定める損害額を弁償しなければならない。

（給水装置及び水質の検査）

第二十三条　給水装置の機能又は水質について、使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市において検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2　前項の検査について特別の費用を要するときは、その実費を徴収する。

（つづく）

可愛い赤ちゃんに ジフテリア予防注射

衛生課では、本年度の「ジフテリア」の定期予防注射を別表の日程により行います。

毎年秋から冬にかけて子供につて恐しいジフテリアが流行しますが、この伝染病も予防注射をしておけば心配することはありません。該当者は母子手帳を持って、近くの場所で受けて下さい。今年の該当者は次のとおりです。

第一期　昭和三十二年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までに生れた人　三回受診（料金六十円）（昭和三十二年四月一日以前に生れて一度も接種を受けず、この度の接種を希望する人を含む）

第二期　昨年予防注射を受けた人及び毎年予防注射を受けている人一回受診（料金二十円）

第三期　来年四月小学校へ入学する児童一回受診（料金二十円）

写真（上）予防注射を受ける幼児

ジフテリア予防注射日程表

回	日	施場所
第一回	十一月四日（火）	南高安小学校
	十一月二十五日（火）	北高安小学校
	十二月五日（水）	中高安小学校
	二十六日（水）	南山本小学校
第二回	二十七日（水）	西郡診療所
	六日（木）	山本小学校
	十八日（木）	久宝寺中学校
第三回	七日（金）	用和小学校
	二十八日（金）	久宝寺中学校
	十日（月）	竹渕小学校
	十二月一日（月）	安中小学校
	十一日（火）	大正小学校
	二十三日（火）	竜華中学校
	十二日（水）	八尾小学校
	二十四日（水）	八尾小学校
	十三日（木）	曙川出張所
	二十五日（木）	志紀小学校

午後1時30分から3時30分まで

改正される問題点 恩給法・遺族援護法

應家の恩給法、遺家族援護法がつぎのように改正されます。

▽恩給法

三十五年七月から普通恩給受給者は年令差によって逐次二六、六〇〇円から三〇、〇〇〇円に増額され、また従来の裁定で切り捨てられていた実在職年は全部通算されるようになりました。同じように普通扶助料も一五、〇〇〇円が支給されます。

三十三年十月からは、公務扶助料はもとの三五、二四五円から戦没者の妻と子、六〇才以上の父母に対して三三年十月から四四、二二二円となり三五年七月からは五三、二〇〇円となります。また在郷死扶助料がもとの二六、四六七円から三一、九〇〇円に、特例扶助料も二六、四六七円から三一、九〇〇円になり、傷病恩給は、階級差をやめて傷害差によることになります。なお、扶助加給については、退職後の出生児も含め支給されます。

三十四年七月からは傷病年金は四款症一四、〇〇〇円、一款症で二二、〇〇〇円となって、傷病賜金が安くなることも考えられるので、賞金の調整に意を用い充分採算のもてる方法を講ずべきであろう。

尚公立病院なるが故に別に収益を計る必要はなく、むしろ市民へのサービス本位の経営をすべきであるとの見方もあろうが、さりとて大きな赤字を出してまでサービスをしなければならない理由はない。のみならず赤字を出した場合その補塡が一般会計に及ぶとなれば全市民が損失負担を余儀なくされるのであるから、あくまでも公営企業として独立採算を計るべきで、これはまた経営者として当然の義務であると考える。

市はこの病院に対して約一億余の援資を行っているが、これは殆んどが起債によって賄われたのであるから、この起債の償還は当然この収益をもって充てるべきであろう。利息程度の一般会計繰入れでは物足りないのである。このことに思いを致し真剣に経営について再検討を加えなければならない。今急にどうすると言う事はできなくとも、二〇〇人近い職員各々が自己の病院である、病院を離れて自己の生活はあり得ないという事を真剣に考えて善処されるならば、診療報酬一点単価の引上げを期待せずとも採算は保てるのではあるまいか。私立病院が栄え、公立病院が赤字で苦しむのは経営に対する観念が乏しいからである。この点に充分留意され、院長を始めとし医師、事務職員の区別なく一致協力以て病院経営に全力を傾注されんことを切望して止まない。

—おわり—

監査公表

この監査公表は地方自治法第百九十九条第八項の規定により公表するものであります。（係）

市立病院（4）

以上のとおり前回監査に際し比較した三市の公立病院とその後の伸張状況を比較検討した結果次のような事が言えるのではないか。

1、綜合病院であるからと言って余り必要を認めない云い換えれば市民に痛痒を感じないような科を設ける必要はない。地利的或は環境等より考察して不必要と認められるものはこの際よろしくこれを廃すべきである。

2、施設の割合に人が多く充分活用されていない。病床が不足勝となり人が足らぬと言われる程でないと病院経営は採算が持てないようであるから施設を充分活用するためには、第一に入院或は外来患者に対するサービスに万全を期すべきである。

3、機構の整備を行い人件費の節減に努め経費の縮少を計るべきである。

4、入院料及び手数料等の確実収入を計ると共に、滞納の整理を行うべきである。

5、伝染病院との関係を明確にし収支の均衡保持に努めること。

6、原材料品（薬品及び給食材料等）の購入代金の支払を早くすることによって購入価格がかなり安くなることも考えられるので、この度の接種を希望する人を含む）

種とうの接種

衛生課では、今月二十七日から本年度第二期の"種とう"接種を行います。

今回の該当者は、来月四月に小学校へ入学予定の方（昭和二十七年四月二日から、昭和二十八年四月一日までの間に生れた方）ですから、もれなく近くの場所で受けて下さい。

接種料金は、一人二十円です。

——新しい事実の生じた第一款症から五款症二目症まで支給されることになります。——

▽遺族援護法

三十四年一月から準軍属の障害年金は準軍属であった方が公務上受傷、または罹病し三十四年一月現在で六項症以上の不具廃疾の状態にある場合に支給される年金額が改正されます。同じように一月から遺族給与金は公務上負傷または疾病によって死亡したとき二五、五〇〇円を五年間支給され、傷害年金を受けていた方が他の病気で死亡或いは三十四年一月以前に死亡した方で傷病年金に当る症状である方に対して二五、五〇〇円×〇・六を五年間支給されます。

三十三年十月からは遺族年金の増額が行われ四三、一二三円となります。

三十四年一月から同一の戦没者について公務扶助料を受ける方がなくなったとき遺族年金が増額されます。

必らず所持許可証を 空気銃・猟銃・刀剣など

狩猟愛好家の方で、空気銃などを持っておられる皆様に、今年も十月十五日から狩猟免許状が交付されることになりました。特に今年からは空気銃を使って小鳥を射つことも丙種狩猟免許状が必要となりましたので空気銃を持って居られる方も警察署（保安係）に届出て銃砲所持許可証を受け大阪府林務課（府庁六階）に届出、狩猟免状を受けてから楽しく狩猟して下さい。

この届出をしないと法律によって処罰を受けることになりますから、忘れずに届出をして下さい。

所持許可証を持っている皆さんへ！

今年の四月から銃砲刀剣類等所持取締法ができ、許可証を受けて銃砲や刀剣を持っておられる方でも、つぎの様な時以外に使用したり、携帯または運ぼんをすると処罰されるようになりましたからご注意下さい。

▽狩猟期間に狩猟免許を受けて狩猟法の規定によって狩猟する場合

▽許可を受けた用途に使用する時

▽公安委員会の指定する射撃場において射撃する場合

▽前記の場合または正当な理由のあるときに、これらの許可を受けた銃砲などを携帯したり運ぼんはすぐに警察署（保安係）に届出て下さい。届出を怠ると処罰されます。

注意して届出て下されば許可証が与えられて適法に所持できることになります。新しく購入された方も早く届出をして下さい。

詳しいことは近くの駐在所（派出所）か、八尾警察署保安係（電話八尾三〇八一—二番）にお問合せ下さい。

種とう接種日程表

接種日	検診日	接種場所
十月二十七日（月）	十月二十九日（水）	南高安小学校
		北高安小学校
二十八日（火）	三十日（木）	西郡診療所
		山本小学校
十一月十七日（月）	十一月十九日（水）	中高安小学校
		南山本小学校
十八日（火）	二十日（木）	久宝寺中学校
		用和小学校
十二月八日（月）	十二月十日（水）	竹渕小学校
		安中小学校
九日（火）	十一日（木）	大竜華中学校
昭和三十四年一月二十日（火）	一月二十二日（木）	曙川出張所
		志紀小学校
二十一日（水）	二十三日（金）	八尾小学校

午後1時三十分から三時三十分まで

小さい被害も届出を 民警一体で暴力追放

一昨年夏から全国的に"暴力を なくして明るい街に"という目標のもと民警一体となって暴力の予防取締を行ってきましたにも拘らず、最近犯罪がなお増加する傾向にあり予防取締りの重責を担う警察としてもなお一層取締りの強化にのりだし、明るい街の建設に努力していますので、不断のご協力をいただきたいと思います。

最近、少年犯罪が特に増加し、事犯も集団的傾向を帯び少年の健全な保護育成、不良化防止には全ての補導機関が旋の精神で保護、補導に当っていますが、今の社会状況は少年を育成する良い環境が少なく、少年の大部分は不健全な映画、娯楽遊技場が氾濫する悪い環境下に育っています。

少年の健全な育成は学校、家庭社会が一体となって努力してこそ初めてその目的が達せられます。

つぎに、成人事件の原因は、酒の上の喧嘩口論が多く、僅かなことでも直ぐ暴力をもって事を解決しようとするところに傷害暴行事件が発生するようです。このような事犯をなくするためには加害者自身の自覚と自悔を必要とするのは勿論ですが、被害者の方はどんな小さなことでも届出ていただくとともに、目撃者も協力して犯行を防止するか、または直ぐ警察に連絡して下さい。警察では被害者の名誉、秘密は固く守り、安心して届出ていただき、皆さんと警察が一致協力して暴力を締め出したいと思います。

もれなく受けましょう 計量器の定期検査

今年度の計量器定期検査はつぎの通り行われます。計量器をお持ちの各業者の方はもれなく近くの検査場で受検して下さい。

こんどの検査は例年行われているもので、業務上の取引または証明のために使用し或は使用する目的でお持ちの計量器について検査をうけていただきますもし検査を受けていないと今後は随時に抜打的店頭検査が行われ検査証のない計量器の取締りをしますので、この機会にぜひお受け下さい。

ただし、つぎのものは受検する必要がありません。

▽硝子製及び陶磁器製のもの

▽秤量でその一万分の一以下または一ミリグラム未満の量量を感ずる天秤

▽固定された計量器

▽計量器使用の指定事務所

▽計量証明事業者が計量証明に使用する登録を受けた計量器

▽今年度中の検査済証印のある計量器

▽比較検査に合格した計量器などで詳しいことは商工課にお問合せ下さい。また検査をうける計量器は付着物のないよう掃除し、皿、おもり、増おもり台なども揃え、番号符合を読み合せてその所属を取違いのないようにして下さい。

日程表

月日		時間	場所
10月29日	水	午前9時半～午後3時	大正小学校
30日	木	〃	竹渕小学校
31日	金	〃	帝国製糸工場
11月4日	火	〃	久宝寺小学校
5日	水	午前9時半～12時 午後1時～3時	山本小学校 西郡小学校
6日	木	午前9時半～午後3時	八尾市公民館
7日	金・月	〃	曙川出張所
17日	月	〃	南高安公民館
18日	火	〃	中高安小学校
19日	水	〃	志紀小学校

展示会 事務用器具

新しい進歩した事務用器機、文房具の展示会が次のとおり開催されます。

とき　十月二十四、五日（午前九時から午後五時）

ところ　市民ホール

救援金品募集

去る九月二十六日の台風二二号によって関東地方の一部は大きな被害を蒙り、特に伊豆方面は、復旧に十年はかかるという甚大な被害です。お気の毒な多くの被害者の方々に対して救援活動が展開されています。

既に個人で、また事業所とか各種団体から福祉事務所へ温かい救援金品を沢山届けられていますが、一方当市赤十字奉仕団（自振委）民生委員、婦人会の方々が各地区毎にこの救援活動を続けておられますからご協力をお願いします。なお金品の取扱いはつぎのとおりですからご了諒下さい。

現品　衣料品（なるべく冬物の新品はまたこれに類するもの）食糧品（腐敗のおそれのないもの）など急場の間にあうもので、十月二十四日まで、義捐金は十一月十四日まで、それぞれ福祉事務所までお届け下されば一括して日赤大阪府支部を通じて罹災地に送ります。

求人案内

布施公共職業安定所ではつぎの通り求人案内をしています。ご希望の方は直接安定所へお問合せ下さい。

建築技術者　経験年数十五年程度旧軍建築科卒四十才まで設計製図現場監督可能の人、月一万五千円以上、交通費支給

ボイラーマン　経験年数三年以上、学歴不問三十五才まで一級免許資格者で三交替制、日給六百円

伸線工　素人で三十才まで体力に自信ある人、月二万四千円と交通費五百円まで支給

機械設計技術者　経験五年以上工高機械科卒二十八才から四十才までの人、月一万五千円支給

小物プレス工　素人で二十才前後学歴中卒程度、日給三百五十円、交通費六百円まで支給

製綿工　経験不問二十五才まで学歴中卒程度、日給二百五十円、交通費全額支給

雑役夫　年令三十五才まで学歴不問体力に自信ある人で臨時工から二カ月毎更新、日給四百円支給

ミシン工　経験二年程、二十才までの女の人、学歴中卒程度、カッターシャツ、ブラウスのミシンかけで月給七千円支給

炊事婦　経験一年以上、学歴不問三十才までの七時出勤のできる人月七千円で二カ月後交通費支給

電気器具組立見習　経験不問二十才までの女の人、学歴中卒程度で手先の器用な人、日給二百五十円交通費八百円まで支給

八尾市告示第六七号

本市議会の議決を経て八尾市立病院条例の一部を次のように改正する。

昭和33年10月13日　八尾市長　脇田幾松

条例第一三号

八尾市立病院条例中改正条例

第三章（使用料及手数料）第七条第一項の別表を次のとおり改める

別表

種類	料金	備考
入院料	市内患者 一日一、五六五円以内 市外患者 一日一、七九〇円以内	給食料は含まない。入院期間一月以上三月未満は上記入院料より三〇円減、同じく三月以上は更に三五円減とする。
初診料	一〇〇円	時間外は五〇円増、深夜は一〇〇円増とする。
再診料	五〇円	時間外は二〇円増深夜は一〇〇円増とする。
検査料	一回 七、〇〇〇円以内	歯科を除く。
レントゲン診断料	一回 三、〇〇〇円以内	
薬価	一日 三〇円以上	
注射料	一回 六〇円以上	
処置及び手術料	一回二〇、〇〇〇円以内	時間外は二割増、深夜は四割増とする。
麻酔料	一回 三、〇〇〇円以内	
分娩料	一回 二、〇〇〇円以内	正常分娩に限る。（沐浴料は含まない）
補綴料	冠 一歯 五、〇〇〇円以内 義歯片顎 一〇、〇〇〇円以内	
交書料	一通 三〇〇円以内	二通以上の場合は一通増毎に五割増とする。
暖房料	一日 二〇円以上	

附則　この条例は、公布の日から施行し、昭和三十三年十月一日から適用する。

やお 議会だより

第3号

この「議会だより」は、議会が開かれたときに「八尾市時報」の付録として、全世帯へお届けするものです

（編集）八尾議会だより編集委員会
（委員）谷口　安吉・浜田　昌雄・樋口　義三
日吉　政男・田代八郎治・斎藤　俊一
阿尾　彰

陳情書一覧

8、9の2カ月間に市議会事務局へ提出された陳情書は、次の6件でした。

❶中高安小学校増改築について＝同校PTA会長北川正信氏ほか
❷築留区々長岩崎市太郎氏ほか
❸竜華小学校講堂建設について＝同校講堂建設促進委員長植田茂治氏ほか
❹用和小学校校舎増築について＝同校PTA会長岡村繁氏
❺萱振橋門監視人家屋移転と道路拡張について＝山本商町会長岸清一氏ほか
❻生徒定員増加と校舎増築について＝清友高校PTA会長平岡万寿夫氏ほか

八尾西郡（小学校）校舎増築を承認

給水条例、追加予算等12議案可決

教育委員の選任も同意される

9月定例市会

去る九月二十九日招集されました九月定例市会は、八日間にわたる各常任委員会の慎重審議を終えて、十月六日午後二時二十三分から市庁舎三階議事堂で本会議を再開、「昭和三十三年度八尾市一般会計第二次歳入歳出追加更正予算の件」「八尾市水道事業給水条例制定の件」など総数十五件にのぼる重要議案をすべて議決し、同日午後三時閉会されました。

なお、今回の市会で市長から教育委員の選任について議会の同意が求められ、前教育委員長森田富次郎氏の辞任に伴う後任委員として新らしく軍ハナ氏の任命が同意されました。

既に時報でも市民のみなさんにお知らせしましたが、九月定例市会の第一日は九月二十九日午後一時十二分から議事堂で本会議が開かれ、会期八日間の日程を決めた後、谷口議長、脇田市長から開会あいさつがあり、ついで「昭和三十三年度八尾市一般会計第二次歳入歳出追加更正予算の件」及び「八尾市給水条例制定の件」並びに「八尾市教育委員会委員の選任について同意を求める件」など市民のみなさん方に直接関係のある重要議案十五件が上程され、市長並びに関係各課長から提案理由の説明があり、審議の結果「市立八尾小学校々舎増築請負契約を締結するについて承認を求める件」及び「市立西郡小学校々舎増築請負契約を締結するについて承認を求める件」以上二件について全員異議なく原案を承認しました。

また、市長から前教育委員長森田淳一氏の任期満了に伴う後任として同氏の再任と、前委員前田富次郎氏の辞任に伴う後任として軍ハナ氏の任命について議会の同意が求められ、全会一致で原案が同意され、他の十二議案はいずれも会期中担当常任委員会に付託して審議されることに決定しました。

なお、本会議での議案審議にあたり、議員から、人事、費用弁償、給水工事費、国有地払下げ、市立病院の経営、契約保証金等の諸問題について活発な質問があり、市長並びに関係課長からそれぞれ答弁があり、午後五時二十分閉会されました。

◇　◇

本会議二日目は十月六日午後二時三十五分から再開され、二十九日の本会議で各常任委員会に付託となっていました総額二四、一一一、九八九円に上る昭和三十三年度八尾市一般会計第二次歳入歳出追加更正予算の件など残り十二議案に対する委員会での審議経過と結果について斎藤総務、田代文教民生、樋口建設、衣田西工衛生各常任委員長から報告があり、全議案とも異議なく原案どおり可決され、午後三時五十八分閉会されました。

なお、九月定例市会に提出され、議決されました議案は次のとおりです。

【各委員会の審査経過の概要は四面に記載】

議案第五二号
昭和三十三年度庁舎建設事業費起債の件
一、起債額＝金二千五百万円以内　二、起債の目的＝庁舎建設事業費に充当のため　三、利息の定率＝年六分三厘以内　四、借入先＝大蔵省資金運用部　五、借入時期＝昭和三十三年度　六、償還の方法＝大蔵省資金運用部資金＝借入年度から二カ年間据置き、爾後十三カ年以内の期間毎年度半期毎に元金均等償還する。七、償還財源＝事業収入その他

議案第五三号
昭和三十三年度上水道事業費起債の件
一、起債額＝金四千五百万円以内　二、起債の目的＝上水道事業費に充当のため　三、借入先＝大蔵省資金運用部及び企業金融公庫　四、利息の定率＝大蔵省資金運用部資金年六分五厘以内　公営企業金融公庫資金年七分六厘以内、五借入時期＝昭和三十三年度、六償還の方法＝大蔵省資金運用部資金＝借入年度から二カ年間据置き、爾後十三カ年以内の期間毎年度半期毎に元利均等償還する。七、償還財源＝事業収入その他

議案第五四号
市立八尾小学校々舎増築工事請負契約を締結するについて承認を求める件
一、契約の相手方＝株式会社北組　一、規模＝鉄筋コンクリート造三階建搭屋付九教室　建坪九〇・四五坪　延坪二七九・七九坪　一、契約金額＝一、金一千三百八十万円也　一、着工＝昭和三十三年九月二十四日　一、竣工期限＝昭和三十四年二月二十八日

議案第五五号
昭和三十二年度八尾市上水道事業会計決算認定の件

議案第五六号
八尾市職員給与条例中一部改正の部

議案第五七号
八尾市職員旅費条例中一部改正の件

議案第五八号
八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例中一部改正の件

議案第五九号
八尾市立病院条例中一部改正の件

議案第六〇号
昭和三十三年八尾市一般会計第二次歳入歳出追加更正予算の件

議案第六一号
昭和三十三年度八尾市特別会計病院事業費第三次歳入更正予算の件

議案第六二号
昭和三十三年度八尾市特別会計国民健康保険事業費第二次歳入歳出追加更正予算の件

議案第六三号
大和川右岸水防事務組合規約制定の件

議案第六四号
八尾市教育委員会の委員を選任するについて同意を求める件

議案第六五号
八尾市水道事業給水条例制定の件

議案第六六号
市立西郡小学校々舎増築工事請負契約を締結するについて承認を求める件
一、契約の種類＝工事請負契約　一、契約の相手方＝株式会社竹田工務店　一、規模＝鉄筋コンクリート造二階建一部搭屋付　四教室　建坪六三・八七坪　延坪一三六・〇九坪　一、契約金額＝一、金七百万円也　一、着工＝昭和三十三年十月七日　一、竣工期限＝昭和三十四年二月二十八日

議会の組織（二）

三、常任委員会

陳情、請願をそれぞれ専門に分けてこれを審査するために条例で、常任委員会を置くことができます。八尾市の場合は、四つの常任委員会がおけることになっていて、現在は、総務、建設、文教民生、商工衛生の各委員会があります。

それぞれ委員長と副委員長が各々一人あり、委員の定数は、委員長、副委員長を含めて九人ずつです。

四、特別委員会

総務委員会は、秘書室、人事、庶務、広報、税務、徴税、会計、戸籍の各課と消防署、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会の所管に属する事項を、建設委員会は、土木、建築、農林の各課と水道事業所の所管に属する事項を、文教民生委員会は教育委員会、福祉事務所の所管に属する事項を、商工衛生委員会は、商工、衛生、国民健康保険の各課と市立病院の所管に属する事項をそれぞれ担当することになっています。

任委員会が担当しなければならない問題が起った時には、特別委員会が設置されることになっています。現在は、市内のバス運行について、近鉄、大阪市交通局、国鉄自動車局などとの折衝に当り、その促進を計るためこれら特別委員会にも、正副委員長が各一人あり委員の数はその都度定めることになっています。

五、運営委員会

以上述べた常任委員会、特別委員会の他に、議会の申合せによる委員会として「議会運営委員会」がありますが、この委員会は、いろいろの議会運営について、議長の相談に応じる委員会で議長を委員長とし副議長を副委員長として委員八人からなっています。

六、議会事務局

議会の色々の会議の会議録の作成や、会議の準備、議員の活動をたすけるための諸調査等、議会関係の一切の事務処理を行うため議会事務局があります。事務局には局長と係長一名と速記者を含めて全部で七人の常勤の市職員がいて、議長の命により議会の庶務に従事しています。

事務局職員の任命権は議長がもっています。事務局には、過去の市会の会議録や議決書その他一切の議会関係の書類が保管されています。

つづく

地方議会の話 ③

の「バス運行促進委員会」と、国鉄志紀駅の復活の促進をはかるための「志紀駅復活促進委員会」「東大阪七市の議会と協力し当市の治山治水問題を根本的に解決するための「治水対策委員会」並びにガスがまだ供給されていない地区へガス誘致を促進させるための「ガス誘致促進委員会」の四特別委員会が設置されています。

これら特別委員会にも、正副委員長が各一人あり委員の数をたすけるための諸調査等、議会関係の一切の事務処理を行うため議会事務局があります。事務局には局長と係長一名と速記者を含めて全部で七人の常勤の市職員がいて、議長の命により議会の庶務に従事しています。

事務局職員の任命権は議長がもっています。事務局には、過去の市会の会議録や議決書その他一切の議会関係の書類が保管されています。

つづく

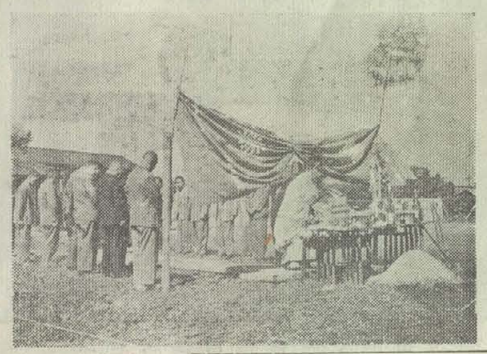

写真は西郡小学校増築工事の地鎮祭

国家予算 増額要求を決議

西日本市議会議長大会開く

治水・治山対策　業事

昨年六月、河内平野に集中豪雨をもたらした、台風五号による東大阪一帯の災害復旧と、将来の根本的な治水対策を樹てるため、関係七市（布施、八尾、守口、枚岡、河内、寝屋川、大東）によって「東大阪七市議会治水対策協議会」が結成されました。その後、協議会では、国会関係をはじめ建設省や大蔵省或は大阪府に対し、強力な運動を行いその目的達成に努力してきました。

ところが、この運動の経過をかえりみて、治山治水問題は、政府が水害に対する認識を根本的に改め、道路整備事業と同様に、治山治水対策事業を国家の重点施策としてとりあげるのでなければ、到底その根本的解決はあり得ないとの結論に達し、そのため、世論を結集して強くその窮状を訴えるため、東大阪七市議会議長の主催により、西日本市議会議長大会を開催することになりました。

大会は、去る十月十五日、布施市公会堂で、近畿、中国、四国、九州各ブロックの百十八市の議長、副議長並びに多くの来賓、関係市の市長など、約四百人の出席を得て、盛大に開催されました。

大会では、九州、大村市の議長から、昨年七月末大村、諫早の両市を中心に、北九州を襲った八百ミリにも達する豪雨の被害状況と災害復旧の現地報告があり、又、静岡市の議長からは、本年九月、伊豆地方に襲来した台風二十二号による、なまなましい被害状況の報告が行われました。

つづいて、この問題解決について、熱心な討議が行われ、その結果、政府に対し、昭和三十四年度国家予算編成にあたって、治山治水対策事業をその重点施策としてとりあげ、この予算の大巾な増額を図るとともに、各市が常に要望している次の施策を速かに実現することを強く要望する決議を行いました。

治山治水対策を進める議長大会＝布施市公会堂

一、基本的施策
❶治山治水事業の促進を図るべく、特別法を制定すること。
❷災害復旧事業の早期完成を図るため、災害復旧基金を設定すること。

二、具体的施策
❶中小河川改修事業費の継続的飛躍的な予算増額を図ること。
❷下流災害の基因となる山崩れを未然に防止するため、予防治山事業の画期的な拡充を図ること。
❸西日本特有の荒廃山地（はげ山）に対しては、その復旧と予防について万全の予算措置を講ずること。
❹防災林、海岸砂防地造林、防風林の造成について、国庫補助を増額するとともに、これが補修改良事業についても国庫補助の方途を講ずること。
❺保安林に対する補償の実施と、保安林の造林について高率補助の道を開くこと。

なお、これらの問題は、十月十七日、東京で開催される全国議長会でもとりあげ、大きく全国的な問題として、世論をもりあげ、運動を行うことになりました。

議会日誌

9月29日　定例市会招集10時　▼全員協議会10時　▼治水対策委員会12時会議室❶西日本議長大会開催について　❷視察その他　▼本会議13時12分

30日　文教民生委員会10時　▼八尾小校校舎増築地鎮祭10時　▼西日本議長会打合10時布施市役所、谷口議長、畑中議員出席

10月1日　▼建設委員会9時　▼教育委員任命式14時市長室　▼堺市制70周年記念式典10時金岡公会堂谷口議長出席　▼貝塚市制15周年記念式典10時公会堂議長出席　▼柏原市制記念式典10時柏原中学校浜田副議長出席　▼共同募金始まる。谷口議長、浜田副議長、田代文教民生委員長街頭募金行う。

2日　▼商工衛生委員会9時　▼商工会議所との懇談会16時関急ホテル、商工会員出席　▼西日本議長会打合せ16時今西局長出席　▼泉大津市正副議長来庁

3日　▼総務委員会9時

4日　▼志紀駅復活促進特別委員会10時＝志紀駅復活促進陳情について

6日　▼運営委員会11時　▼新政会総会11時30分　▼公正会総会同　▼建設委員会12時30分　▼本会議（第二日）14時15分

7日　▼西郡小学校増築地鎮祭10時▼国保事業実態調査で浜田副議長、森山、斎藤、小林、磯山、衣田各議員豊中、枚方両市訪問

8日　9日　▼全国競輪主催地議長会近畿部会総会16時臼浜町、議長出席❶特別競輪益金使途について報告❷総会運営について協議

10日　八尾議会だより編集委員会10時30分　▼東大阪七市議会事務局長会13時布施市役所、西日本議長会打合　▼明治牛乳発売30周年記念式典13時箕面観光ホテル浜田副議長出席　▼公正会総会16時山畑観音堂

11日　東大阪七市議会治水対策協議会総会10時布施市役所谷口議長、畑中、御内両議員出席　▼バス運行促進特別委員会10時第一会議室＝協議事項近鉄バス長八尾線のバス退避所用地問題についてほか　▼大阪府下市議会議長会役員会14時料仙閣、全国議長会提出議案打合せ

14日　ガス誘致促進特別委員会9時議員控室❶ガス誘致と融資対策について　▼防犯協議会14時

委員会の審査経過

文教民生

校舎の建設は鉄筋で
志紀中特別教室新築も承認

開会9月30日、付託議案第60号（関係分）

教育費六、一三九、三六四円の内訳は、小学校費三九、六四四円、高等学校費一〇〇、〇〇〇円、社会教育費四〇、〇〇〇円、教育諸費六〇〇、〇〇〇円、教育事業費四三九、〇〇〇円、学校保健費二九、七三円で、教育費全般にわたって追加更正され理事者の配慮の程が誠に大きいことと推察される。しかし現在本市の教育行政面において幾多の問題が山積しており総てが教育施設の充実であって今回その一部として教育事業費に八尾及び西郡両小学校の校舎増築の追加額一、四四六、〇〇〇円が計上されて既に着工している。中学校増築費三、三六、〇〇〇円は志紀中学校及び南高安中学校の道業教育教室の建設費であり木造建築が略骨に変更されたため追加計上されたものである。また給食場礎設事業費三五、〇〇〇円は志紀小学校及び久宝寺小学校関係費で志紀小学校は児童数の増加に伴う増加坪数三坪に対する追加額の計上と久宝寺小学校の三坪の建物の改造費である。特に疑惑の活発であつた問題は竜華小学校及び成法、志紀両中学校の講堂建設に行いたい」旨答弁があつたが、委員会としては、市長の政治的手腕を信頼して、引続き問題解決に努力するよう強く要望した。

このほか来年度建設予定の用和南山本両小学校増築並びに八尾中学校校舎の増改築問題等についても審議したが、いずれも研究を要望するものとして善処方を要望した。歳入では市民ホールの使用料として四〇〇、〇〇〇円を計上しているが、市民ホール使用条例並びに同施行規則に基くものであり、又国庫負担金或は補助金においても若干追加更正されているが、何れも基本額がすみ財源措置の出来次第、早急に実現をはかるべく準備を整えている。本事業は莫大なる予算を必要とするため相当苦慮しているが、来年度には優先的に行いたい」旨答弁があつたが、委員会としては、市長の政治的手腕を信頼して、引続き問題解決に努力するよう強く要望した。

このほか来年度建設予定の用和南山本両小学校増築並びに八尾中学校校舎の増改築問題等についても審議したが、いずれも研究を要望するものとして善処方を要望した。歳入では市民ホールの使用料及び手数料の額を定めた「別表」を改正する必要があり提出されたもので、本件の審査に当り、病院が甲表を採用する理由等について特に質疑を行つた。

まず、病院が甲表を採用した理由は、理事者の説明によると「今回の改正で、平均六・%値上げされたわけであるが、政府はこの単価を上げるについて、従来から行政指導で打出していた医薬分業という線を明確にするために、医師は技術面から報酬を得て、薬価は原価とするという医師の技術を重視した甲表、従来の点数表を単に値上げした乙表の二つを作成した。しかし点数表採用に関し政府より現在は医師会等の強い要望があるため甲乙両表を作つたが、少くとも公立病院では政府の方針どおり甲表を採用してほしいという要望があつたので、甲表を採用することに決定した次第である」と答弁があつた。

病院　市民を優先診療
医療点数は甲表採用

次に今回の値上げ率が市外患者よりも市内患者の方に高率であり、納得できないので質問したこれについて病院長より、府下各公立病院の実情、東大阪の基幹病院として市立病院のあり方、経理上の必要性という観点から種々説明があつた。

しかし「市立病院は市民のための病院であるので、今後あくまでも市民のための病院ということに重点をおき、市民を優先的に診療した上で、市外患者も吸収するというように努力されるよう今後の運営面において特に注意を与えた。

これに対して病院当局は、今回の値上げによる実績を見て、これより安くても経営が成立つようと見通しがつけば引下げられるものは引下げるようにしたいとの答弁があつたので本案を承認した。

また議案第61号は、今回の社会保険医療費の改正により、従来の点数表に基いて構成されている歳入予算の構成を、甲点数表に見合うように改めるために提出されたものであり了承。

次に議案第62号国民健康保険事業費の追加更正は、三三万円を追加しているが、これは全市に国民健康保険を実施するために、今回職員二名増員した人件費の追加と市民への趣旨普及のための費用で今回の追加は、必要やむを得ない予算と認め承認することに決定した。

最後に議案第60号の中、商工費と保健衛生費の審査を行つた。

まず商工振興費の追加は、今回八尾表町と久宝寺口の両商店街が、街灯を設置したので、これら商店街に対し従来の例に準じて市の補助金を支出しようとするものである。

次に保険衛生費六六、四〇〇円の追加更正は、清掃事業を整備するために追加されたものである。

検討を加えた。今後各課の次長や係長並びに学校関長との関連もあり実情によつて検討を加え、当市としての管理職の定義を明らかにし、支給の合理化をはかるよう要望し、承認した。

議案第57号は、旅費条例中、日帰り出張の日当について、現在の府内及び府外の区別を廃止して当市を中心に旅程距離に応じて三段階を設け支給の合理化を図つたものであり、適切なものと認め承認した。

総務
窓口の簡素合理化
事務能率の向上へ

開会10月3日、付託議案第52・56・57・58・60号（関係分）

議案第52号は昨年12月着工した本年6月竣工した市庁舎建設の事業費超過の本年度分であり異議なく承認した。

議案第56号は職員の日宿直手当の増額と、現在各所属長に支給されている特別調整額を管理職手当と改称するものであり、本件の審査に当り、府下各衛星都市給与支給実態調査表により各都市との均衡を考慮しながら、本市の特殊事情を加味し交際費三万円の追加である外、交際費は特殊な多額の経費の支出を必要とする、特殊事情の発生しない限り、当初予算の額の範囲内で、年間を賄うべきであり、また交際費の特殊な性格から考えても、その追加は、このましいものではない。また、対市民的にもこの追加は深い考慮が必要と考えられるのであるが、今年は市制十周年式典の実施、議長の改選等の特殊事情があつたことを認め、また、今後の議会の運営等についても十分考慮し、必要やむをえない額の追加であろうと認めた。その他、納税組合の交付金追加に関連して、その助成の問題、その他各費目については適当な予算措置と認めた。また歳入における地方交付税、操越金、などについても適当なものと認めた。

行政運営と役所事務の能率化の問題については、米沢、福山両市が既に山形大学の講師で経営学の権威者である安藤弥一氏の指導によつて実現している問題であつて、現在の役所事務に根本的にメスを入れ、今の地域的分業といわれる、縦割式事務処理方式から、職能的分業といわれる横割式処理方式に改め市民を主体とした窓口事務処理としての徹底的な能率化をはかろうとするものである。民間企業では、常にその管理運営や組織に於いて既に長足の進歩を遂げているにも拘らず、独り官公庁のみが外見上形態が一応整つたように見受けられるが、その組織や機構は旧幕時代の観念がそのまま受継がれいわゆる我国独特の「お役所」「お役人」の形態のカラ（殻）から脱し切れていないというのが残念ながら各官公庁の現状である。しかしいつまでもこのまま放置してはならないので、真に市役所が市民のサービスセンターに切替える作業を早急に実施する必要があり、全面的に協力を約し、以上五議案の可決を適当と認めた。

商工衛生

建設

復旧の促進を計れ

開会10月1日、付託議案第53号（関係分）・63・65号

議案第60号中の関係予算の補正は、適切なる措置と認め異議はなかつたが、土木予算の審議に当つて、「道路復旧費を納付済にも拘らず、復旧が遅れ勝ちである。最近、失対人夫の質が悪く市民の苦情が絶えない」など活発な発言があつた。土木課長は、「復旧工事が遅れているのは一括施工を予定しているためで、要望に副うよう早期着工に努力した い。人夫の問題は府とよく相談して善処したい」旨答弁があり、この問題は市民と直接関係があるので、更によく研究するよう要望した。また「復旧費で市民に相当負担をかけている向きもあるので、工事を成るべく安く仕上げるよう技術的に工夫し、剰余金は受益者に還元するような措置を講じて貰いたい。委託費の中に備品費を五〇万円も組むことは思わしくない。備品は市が別途予算を計上して購入すべきである」旨希望意見を述べた。

これについて課長から「要望に応えるようにしたい」旨意思表示があつた。土地改良も要望の多い事業なので、地元とよく話合うよう希望した。なお、本会議で質問のあつた契約保証金免除の件について委員会でも追求したが、建築課長は「市長からも答弁あつたように、現在の契約が最善とは思つていない。規則にも徴収がらたわれているので、なるべく徴収したい」との答弁があつたので、今後は悪例を作らぬよう、予算の確保を要望した。

議案63号は、水防法改正による事務組合設置について当市でも新しく規約を制定するもので、全員異議なく了承した。

議案53号は四、五〇〇万円の起債を借入れ第二回水道拡張工事資金とするもので、審議の結果、検討や計算には特に注意を与えた。また、本会議で質問のあつた、南高安地区の簡易水道の布設工事についても、早急に旧市並みの費用とするよう再度要望し、付託五議案の可決を承認した。

水道　旧市並に布設費は

「異議はないが、七〇〇万円の利益しかない今日これ以上起債すれば赤字にならないか。この赤字をカバーするために、水道料金の値上げを考えていないか」を尋ねた。管理者は「この工事が完成すれば自口水源が確保され、府浄原水の受入れが抑制できる。経営を合理化するので資金繰りには支障はない。従つて経済事情が変らなければ値上げしない」との確答を得たので、原案を了承した。

次に議案第55号昭和32年度の水道決算では、七〇七、三六円の純利益があつたので、委員会でも決算書と脱み合せ審査した結果決算計数も正確で、資産台帳と証憑書類の保管も良く、会計事務も適正に行われているので、異議なく原案を認定した。

最後の議案第15号は、昨年の国会で可決成立した水道法に基いて給水条例を制定するもので異議はなかつたが、使用料金の問題で市民からよく苦情が出るので、検討や計算には特に注意を与えた。また、本会議で質問のあつた、南高安地区の簡易水道の布設工事についても、早急に旧市並みの費用とするよう再度要望した。なお、本会議で質問のあつた契約保証金免除の件について委員会でも追求したが、

会員任委常務総の中議審を案議託付

特別委員会の経過

❶バス運行促進　昭和三十一年六月設置され、以来バス交通に関する問題を処理し、活動を続けて来ました。当委員会が、中心となつて運動を促進して実現させた主なものには、八尾市内循環バス、吹田八尾間の急行バス等があります。現在採り上げている問題について簡単にお知らせしますと、それは、近鉄バスの新路線（近鉄八尾から庄ノ内、今井、八尾座摩川を経て恩智に至る）を開通させるための運動です。この線は本年当初近鉄バスより、路線計画がなされ、関係当局に許可申請を提出されたのですが、ご承知のようにこの計画路線の道路幅が非常に狭いため、許可を得る際の条件として同路線中にバス待避所を八カ所設けるよう指示されました。

そこで直ちにこの待避所の用地買収によりかかつたわけですが、八カ所のうち一カ所だけ地主がどうしても交渉に応じないため、七カ所の待避所でも許可がおりるよう関係当局に対し、再三交渉しました。しかしどうしても許可されないので、このほど審議の結果、この際新しい道路ができるのを待つてそれにバスを通らせるよう申請をし直すこととし、それまでの間現在まで計画した線に臨時免許をとつて、とりあえずバスが走れるようにするということに方針を変え、この旨を関係当局に交渉した結果、この程ようやく了解を得ることに成功しました。

❷志紀駅復活促進　志紀駅復活を運動している当委員会は未解決用地について所有者久保田美英氏と懇談の結果同氏は心よく八尾市に寄附されることになり停滞していた志紀駅復活に光明をあたえました。なお委員会は直ちに天王寺鉄道管理局関西支社への波状陳情することに決定しました。

❸治水対策　昨年六月、東大阪一帯を襲つた五号台風のときのような水禍から守り、また潜在的な竹渕地区の水害をなくすため、東大阪七市（布施、八尾、守口、枚岡、河内、寝屋川、大東）と連帯してその根本的な治山、治水対策事業の推進運動を行つています。

治水については、単独の市のみでは解決できる問題ではなく、河川の流域を一帯とする各市の共同による広域的、基本的な施策が必要です。東大阪では、その最も基本的な解決策として、第二寝屋川の開掘が計画され、これと併行して第一寝屋川を始め、恩智川、玉串川、楠根川、長瀬川、平野川など各河川の護岸としゅんせつが進められています。これ等の工事は、府が実施するもので、これに国の補助金があてられることになつています。その補助金の獲得をはじめ、一時も早くその工事が完成されるように、府や国に対し強い運動を続けており、すでに工事にも着手しております。また一方、治水の根本である治山のために「生駒山を守る会」を組織して、生駒、信貴をはじめ、東山一帯を守るための市民運動を展開することも計画しています。他方当市単独でも、中河内土木出張所と連絡をとり、市内各河川のしゅんせつ、護岸を強力にすすめるよう計画し、恩智川、平野川については、近くその工事が実施される予定です。

❹ガス誘致促進　全市供給を目標に五月から活動を始めた委員会は市内のガス布設状況や隣接都市の誘致状況を調査すると共に、大阪ガス本社並に関係方面を訪問して供給の促進方を要望しています。また、東高安山を中心とした東山60万坪の総合開発と山麓地帯への住宅誘致にも、まずガス施設が必要とされますので、当市の都市計画とも併行して東高野街道約五千米に会社負担による本管布設方を強く要望する陳情書を提出しました。現在、誘致話のあるのは、萱振本村、南高安、大正及び志紀の各地区で、萱振、南高安両地区では既に組合が結成され、萱振地区では見積りが終り、布設費の問題だけとなりました。一方志紀地区は府営住宅の関係もあり、目下府とも交渉中です。委員会では理事者と協力し助成問題について種々協議していますが、何分ガス布設費の大半が需要家負担となつていますので、会社への陳情だけでは解決することはむつかしく、市民のみなさん方が地区で組合を結成し、話を纏めていただくことが先決問題となつています。